

第2回審議会の振り返りについて

○料金統一について

合併時の協議において、水道料金については「当分の間現行のまま」とし、芳井・美星地区の簡易水道施設の整備が完了した段階で検討するとされていた。

両地区の施設の更新・高度化が完了し、市内一円で同水準の水道水の安定供給の体制が整ったことにより、上水道と簡易水道を事業統合した上で、水道料金を統一することについて審議した。

事業統合した場合、原則、水道料金は統一すべきものであること、また、同水準の水道水（同等のサービス）の対価である水道料金は一つであるべきと考え、料金統一については承認した。

○料金改定（改定率）について

水道事業及び簡易水道事業を事業統合し水道料金も統一した場合の収支見通しから、令和11年度時点で安定経営（資金残高5億円）を維持することができる料金水準を決定するため、まず、市が策定した井原市水道事業経営戦略において示された15.8%の改定率について審議を行った。

本改定率は、日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づき算出されたものであり、算定期間内の営業費用・支払利息・事業報酬（資産維持費）の総額である総括原価を求め、これと同等の給水収益を確保できれば、算定期間中の健全経営が可能となる料金水準である。

15.8%の改定率については、今後の水道事業の安定経営を図るうえで最低限の引上げ率であり、審議過程においては、「後世の負担を軽減するため更なる引き上げを検討してはどうか。」また、「令和3年3月に示された井原市第2期人口ビジョンの将来推計を踏まえ、改めて給水人口及び給水収益の見込みを立てた上で改定率を算定してはどうか。」などの意見があった。

この点について本審議会は、再度、試算・検討を行ったうえで、料金統一及び料金改定を円滑に進めて行くため、これ以上の改定率の引き上げは困難と考え、市が示す15.8%を承認した。

ただし、最低限の改定率に留めるため、今後においては定期的な料金改定の検討が必要であると考えます。

○料金改定（料金体系）について

まず、現行の上水道の料金体系の特徴、問題点等の検証を行った。

本市の水道料金は、10 m³を基本水量とし基本料金が1,400円（税抜）、従量料金は1 m³当たり140円（税抜）であり、1 m³当たりの単価はともに140円となっている。給水原価（1 m³当たりの製造単価）が155円であることから、多くの使用者が給水原価より低い料金で

使用している。

また、使用水量に応じて従量料金を引き上げる逡増方式を採用していないことなどから、他市との比較による特徴として、大口使用者の料金負担が軽いという傾向が見受けられ、さらに、基本料金収入と従量料金収入の割合についても、一般的には4対6程度が望ましいとされるどころ、現状は約5対5となっていることなどから、料金体系の検討においては、基本料金（割合）の引下げ、または、従量料金（割合）の引上げが必要と考えられる。

料金体系の決定にあたり、小口使用者（月 10 m³以内）、中間使用者（月 10～20 m³）、大口使用者（月 20 m³超）ごとの影響などを考慮し、基本料金を据え置きとする改定案が良いのではないかという意見がある中で、決定を第3回の審議会へ持ち越した。

○基本水量について

基本水量は、生活衛生の向上と文化的な生活を営んでいただくために一定量の水使用を促す目的があるといわれており、県下15市の基本水量をみると10 m³（6市）と8 m³（5市）が多い。

本市の上水道の水の利用状況を見ると、1人あたり7.8 m³/月、1戸あたりは18.2 m³であり、事務局としては現在の10 m³で支障がないと考える。

○地元説明会の開催について

料金改定にかかる広報・広聴活動について考えられる情報提供手段としては、

- ・常設窓口の設置
- ・パンフレット、広報誌等による広報
- ・テレビ、新聞等のマスメディアによる広報
- ・インターネット等の電子媒体（HP, SNS）による広報・広聴
- ・チラシ配布
- ・パブリックコメント
- ・地元説明会 ・自治連合会長会議 ・商工会議所会報

平成27年に日本水道協会が実施した「水道料金制度に関する調査」の中で、効果的な情報開示の手段として回答があったものは、

- ①パンフレット、広報誌等による広報
- ②チラシ配布
- ③インターネット等の電子媒体（HP, SNS）による広報・広聴

本市においても、上記①～③の広報を中心に周知を図っていくが、自治連合会長会議、商工会議所会報などの活用も検討したい。

■未回答事項

令和4年度で上水道と簡易水道が事業統合した場合、統合初年度から赤字となるが、令和5年度で一時的に黒字となることについて

○令和4年度で事業統合し現行上水道料金統一したと仮定

(単位:千円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収益	868,038	839,615	824,388	813,774	804,221	797,071	792,599	784,121
(うち給水収益)	512,918	511,306	507,015	503,950	501,339	500,322	496,344	493,961
費用	871,695	837,537	834,914	829,088	824,488	817,259	820,009	826,156
収支差額	-3,657	2,078	-10,527	-15,314	-20,268	-20,189	-27,411	-42,036
資金残高	1,000,187	717,232	528,044	293,929	80,082	<u>-110,536</u>	-396,796	-578,783
(参考) 企業債残高	4,329,294	4,460,173	4,418,825	4,322,188	4,074,591	3,921,780	4,041,073	3,806,188

(回答)

令和5年度は一時的に減価償却費が減少したため。

(令和4年度で四季が丘住宅団地内の配水管布設工事などにかかる減価償却が完了)